

林野火災注意報・林野火災警報について

令和8年1月1日から運用開始！



画像データ:林野庁

林野火災に関する注意報・警報とは

令和7年2月26日に発生した、岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、東近江行政組合火災予防条例を改正し、**林野火災に関する注意報**や**林野火災に関する警報**が新設され、林野火災の予防上危険な気象の条件となれば、東近江行政組合消防本部が発令します。

林野火災に関する注意報や警報の発令対象となる期間は、空気が乾燥し林野火災が多く発生する、毎年1月1日から5月31日までです。ただし、対象期間外でも気象条件が火災予防上危険な場合は林野火災注意報等を発令する場合があります。

林野火災に関する注意報・警報の発令の条件

乾燥や強風などにより、林野火災の予防上危険と認めるときは、林野火災に関する警報を発令します。発令中は、森林やその周辺での火の使用(野焼き・たき火等)を行うことはできません。

乾燥により、林野火災予防上注意を要する気象状況となったときは、林野火災に関する注意報を発令します。発令中は、森林やその周辺では火を使わないよう努めましょう。

種別	林野火災に関する警報等を発令する基準
林野火災に関する 注意報	<p>① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表</p> <p>※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しない場合もあります。</p>
林野火災に関する 警報	林野火災に関する注意報の発令基準に加えて、強風注意報が発表されている場合

上記①又は②に該当 → **林野火災注意報**

上記①又は②のいずれか + 強風注意報 → **林野火災警報**

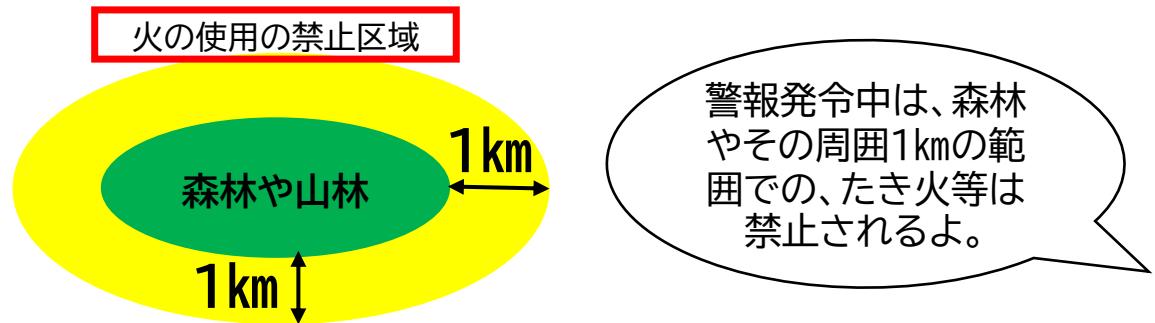
林野火災に関する注意報・警報発令時の「火の使用の禁止」

林野火災に関する注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ罰則の伴わない、「火の使用の禁止」の努力義務を課すものとなっています。一方で、林野火災に関する警報発令中、「火の使用の禁止」に違反した場合は、罰金又は拘留の対象となります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取り灰又は火粉を始末すること。

林野火災に関する注意報・警報発令時に「火の使用の禁止」の対象となる区域

森林や森林の周囲1キロメートルの範囲で、火の使用が禁止されます。



林野火災に関する注意報・警報をお知らせする方法

林野火災に関する警報や注意報が発令された場合は、消防車による地域巡回広報などを通じて、住民の皆さんにお知らせします。

また、東近江行政組合消防本部のホームページでも、発令状況を随時お知らせする予定です。

今後は、市町の広報誌や回覧文書などを通じて、警報・注意報の具体的な伝達方法についてもご案内していきます。住民の皆さんにおかれましては、最新の情報にご注意いただき、火災予防にご協力をお願いします。

分からぬ点や確認したい点がありましたら、お近くの消防署までお問い合わせ下さい。



東近江行政組合消防本部 予防課 ☎ 0748-22-7603

近江八幡消防署
0748-33-5119

八日市消防署
0748-22-7610

日野消防署
0748-52-0119

能登川消防署
0748-42-0119

愛知消防署
0749-45-4119